

戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への
指導監督等に関する有識者会議
第8回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○橋口課長補佐 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻よりも少々早い時間となりましたが、全員そろっていらっしゃるということで、マスコミの方も事前に通告のあった方々がそろっておりますので、始めさせていただきます。

第8回「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます援護企画課の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、竹内構成員が所用により御欠席となっております。

オブザーバーとして御参加いただいております、日本戦没者遺骨収集推進協会からは竹之下専務理事に、日本遺族会からは畔上専務理事に御参加いただいております。

また、今回は座長の御了解を得まして、専門技術チーム収集手順班の橋本班長にもオブザーバーとして御参加いただいております。

事務局の出席者については、座席図のとおりでございますので、そちらを御覧ください。

傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般傍聴者の方の傍聴はお断りすることといたしました。御了承ください。また、新型コロナウイルス対策といたしまして、マスク及びアルコール消毒液を準備しておりますので、必要な方がいらっしゃいましたら、適宜御活用ください。よろしくお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いただきますように、よろしくお願いいたします。

(カメラ撮影終了)

○橋口課長補佐 では、資料の確認をお願い申し上げます。

まず、議事次第、座席図、資料1-1、資料1-2、これが大部のものになっております。それから、1枚もので資料2、資料3、それから3枚ものになりますが、資料4、また1枚もので資料5、資料6-1の①といたしましてパンフレット、資料6-1の②でございます。それから、資料6-2の①といたしまして推進協会のパンフレット、資料6-2の②といたしましてホームページ掲載場所。以上となっております。

また、構成員の皆様には、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チームからの報告書を含む、前回の有識者会議において配付いたしました資料を机上に御用意してございます。

資料の配付漏れ等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、戸部座長、進行をお願いいたします。

○戸部座長 まず、皆様、大変なときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題としては、資料1-1、1-2に示されておりますように、「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」、いわゆる専門技術チームがこの有識者会議の下に置かれておまして、その後、精力的に調査を進めていただいて、

本日ここに御報告いただくことになりました。

この御報告をいただいた後で、構成員の皆様方から質疑をしていただき、また、いろいろ御意見をいただきまして、その上で次回の有識者会議におきましてこの有識者会議としての意見の取りまとめを行いたいと思います。今日の協議の内容、御質問の内容を踏まえた原案を作るつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、浅村先生、報告書の御説明をお願いしたいと思います。

○浅村構成員 それでは、今、お話がありましたように、専門技術チームからの報告を差し上げます。私が主査をさせていただいた関係で、私のほうから主に発言させていただきます。

基本的に資料1-1が今回の報告書案の概要になっておりますので、これに沿った形で御説明させていただく中で、適宜、資料1-2が詳細な報告書案ですので、ここにも目を通していただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、資料1-1の1ページ目を御覧いただきたいのですが、本チームの設置・目的というのは、皆さん御存じのとおりかと思いますが、ここに提示してあるとおりです。ここにある①、②、③の項目について検討することを目的として設置されたということです。

戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において指摘された埋葬地に係る遺骨について、アとイという項目がございます。現地での鑑定の手続や判断が適切であったかどうか、改めて確認をする。あるいは、日本人の遺骨である可能性について、改めて調査をするということが①です。

2つ目が、日本人の遺骨である可能性の今後について、標準的な確認方法というものをどのように示していくかということを検討するというのが②になります。

③は、今後、いかにして遺骨収集という作業を行っていくか。収集して、DNAの鑑定等によって日本人であるかどうか判断していくことこの指針を一つ決めていこうというような設置・目的でございます。

2つ目の○ですけれども、この会議で年度内に報告させていただくということで、今回の報告に至っているところです。

下の段になりますけれども、専門技術チームの構成員としまして、ここに書かせていただいているような先生方を中心に専門技術チームを発足し、年明けからはほぼ毎週のように議論を重ねてきたところでございます。

右の段ですが、この専門技術チームは主に2つの班に分けて相談をし、検討をしてきたということです。

まず、収集の手順ということで、今日オブザーバーとして参加していただいている橋本先生を班長とした収集手順班というものを発足させて、ロシアの9事例の収集というものの手続の確認、何か問題があったのかということを含めて検証していただいたということ。もう一つは、それに基づいて今後どのようにすべきかというような検討をしていただいた

というものです。

もう一方、DNA鑑定班という班を発足しまして、私が班長を務めさせていただいて、問題となっているロシアの9事例及びフィリピンの10検体について、改めてDNAの鑑定をすることによって、日本人である可能性があるのか、ないのかということを検証したということです。それに伴いまして、今後、どのようにして、どこの所属集団に属する人であるのかということを検討する必要があるか、検討するすべがあるかということを検討したということです。構成員は以下に書かせていただいているとおりです。

次に裏の2ページを見ていただきたいのですが、まず上が「ロシアの9事例に関する現地での収集手順について」ということで、収集手順班のほうで検証していただいたものです。ここには極めて簡易な形でしか書かれていないので、いかに議論が深まっていたかということを見ていただくためにも、資料1-2の報告書案の4ページ目を御覧いただきたいと思います。

4ページ目の第3章が、収集手順班のほうで議論していただいた内容になります。この中でまず第1というのが、今回、ロシアの9事例に関する調査、収集時の問題点はどこだったのかということを検証していただいております。

若干の概略だけ説明させていただきたいと思うのですが、まず、埋葬地決定についてどういう問題点があったかということ、まず1つ目は、ロシア側の資料の正確性に問題があったのではないかとということが指摘されております。幾つかあるのですが、例えば埋葬地の深さが20センチ、30センチぐらいから出てきた御遺骨があったり、あるいは同じ場所なのに90センチから1メートルという深さの違うところが出てくる御遺骨があったりという、いわゆる埋葬時期が異なる遺骨が埋葬されているのではないかと通常示唆している。こういうところにもかかわらず、一緒くたに日本人の埋葬地とされていたというようなものが一つあったりします。

あるいは、この埋葬地に関して同定したのは、ロシア側の提供する資料に基づいて行われたものです。その資料に関しては、非常に簡易かつ大ざっぱな地図であったということから、この資料の正確性というものを疑問視する声の中では上がっておりました。

あるいは、ロシア側の住民の証言のみに頼るようなことで発掘が行われたという実情がございますので、この点に関して問題がなかったのかということも議論には上がっております。

次の項目として、現地での鑑定について書かれております。1つ目の○ですけれども、収集時期が古いものについては、鑑定人が一切同行していないというものが存在しています。この場合は、いわゆる専門的な知識からの人種の鑑定は不可能であったと考えられます。

もう一つ、ロシア側の鑑定人による鑑定が多く行われております。これに関しては、幾つかあるのですが、例えば検証する中では遺骨をクリーニングして通常鑑定していくというところが、本当にクリーニングされて鑑定していたのかというような疑問も上が

っております。

あるいは、ロシア側に鑑定していただいたものに関して、鑑定書成るものに根拠がほとんど示されていない。ただ、この根拠が示されていない内容については、日本側が果たして根拠を示すように求めていたのかどうかということが一つ問題であるかもしれないです。あるいは、再度、日本側がその鑑定資料をチェックするという体制も必要であったと思われるのですが、これも行わなかったというのは日本側の問題であろうということも言われております。

あるいは、収集方法について検証させていただくと、発掘の方法自体が従来の方法からはちょっと離れた、専門的からはちょっとどうなのかと思うような方法だったのではないか。「トレンチ」という言葉が使われていて、ちょっと専門的になろうかと思えますけれども、この埋葬地については通常とは今回異なる方法で、煩雑と言っているのか分からないですけれども、そのような方法で行われていた可能性がある。

あるいは、報告書の記載を見てみますと、通常は正確な平面図が必要であるにもかかわらず、そういうものが存在していなかった。あるいは、発掘時の遺体の写真の撮影も非常に重要な根拠になるのですけれども、そういうものも十分そろっていなかったというようなことが議論された内容になっております。

そういうことを踏まえまして、調査・収集に関する意見が班の中から出されていて、意見をまとめたものが資料1-1の2ページ目の一番上のところ、「ロシアの9事例に関する現地での収集手順について」に集約されているものです。

書かれているとおりを申し上げますと、ロシアから提供された情報については、調査の前提として一旦受け入れるしかなかったという状況が考えられる。

2つ目、日本側の鑑定人が同行していない当時、ロシア側の鑑定人に疑問を呈することは実際のところ難しかったのではないかとということ。

3つ目が、ロシア側から提供された資料について、日本人のみが埋葬された場所であったか、それすら不明である。現地の方々の証言も、必ずしも正確とは言えなかったのではないかとということです。

4つ目が、系統的なトレンチを入れて発掘する必要があった。それが先ほど申し上げた発掘の実際行うべき手順というものですけれども、ロシア側の情報は参考意見と捉えた上で、実際の埋葬状況や発見した遺骨の状況から、その意見の確度を確認する必要が本来はあったのであろうということです。

次が、埋葬状況の写真などが残っている記録が非常に少ない。鑑定時に埋葬状況の判断ができなかったという問題があったのではないかと。

最後ですけれども、現地での収容について、考古学的方法で作業することが望ましかったが、実際はそれが正確に行われていたとは言い難い。ただし、これを行うためには人と時間を要する点は、今後も変わりなく存在しているというような問題、あるいは今後の方策が指摘されたものです。

これに基づきまして、今後どうするべきかということについては、後ほどまとめてお話ししたいと思います。

次の項目が、DNA鑑定班で議論させてもらっていた内容になります。今回の核心的な内容の一つなのかもしれないですけども、ロシア側の9事例あるいはフィリピンの10検体のDNA鑑定を行うことによって、所属集団がどうであったのか、日本人の可能性があったのか、なかったのかということについて検証したものになります。

ちょっと字が小さいのですが、まずどのような方法で検証したかということについて、一番下の段に書かせていただいております。小さい字で「鑑定方法」と書かれているものです。非常に細かい専門的な内容も含んでしまいますので、大まかなところだけ要点をお話しさせていただきたいと思っております。

これらロシアの9事例については、既に身元特定のためにDNAの検査をしております。現在はこの検査の結果を用いて、ある程度所属集団がどこだったのかということ推測することができます。その手段とすると、ウェブ上のデータベース、かなり多くのデータベースが既に構築されているのですけれども、世界的なものなのですが、これに今の結果を入力していく。そうすると、大きなグループ分けをすることができます、それが日本人に多いグループなのか、あるいはヨーロッパに多いグループなのかということを確認することができますというものです。大きく分けると、ヨーロッパ、アジア、アフリカというように分けるのが一般的な方法になります。その他、幾つかの方法があるのですけれども、もうちょっと詳細に分けることもできるのですけれども、それら全ての方法を今回用いております。

この「鑑定方法」の※に、「この方法では個々の遺骨について日本人の遺骨である可能性の判断を行うことは困難であり、埋葬地単位での判断ができるに留まる」と書かれております。これはちょっと言葉がもしかしたら間違いがあるかもしれないので、修正する必要があるのかもしれないのですけれども、今回の行った方法というのは、今申し上げたとおり、アジア人とヨーロッパ人ということは大きく分けることができます。ですので、アジア人らしいということは分かるのですけれども、日本人なのか、韓国人なのかということ分けることは極めて難しい問題が起こります。ですので、日本人である可能性が高いということは言い難い。理由は今申し上げたとおりで、アジア人である可能性が高いということは言えても、日本人ということが言えないというのが実状になります。

そのため、2番目の※に書かせていただいているのですけれども、今回の鑑定の目的は、あくまでも日本人ではない可能性があるというふうに指摘されているものですから、果たして日本人の可能性が少ないのか、あるいはそうではないのかという二択にさせていただきました。簡単にというか、端的に申し上げると、日本人の可能性が高いということは言及できないということで、結果としますと、日本人の可能性が低いという結果か、あるいはそれ以外の判定不可。この判定不可の中には、日本人の可能性が高いというものもあれば、日本人の可能性が低いとまでは言えないというものまで、様々な段階が存在してしま

う。いずれにしましても、今回用いた方法では、日本人の可能性が低いのだということはいえるということを御理解いただきたいと思います。

ここでちょっと簡単に御説明したいと思いますので、資料1-2に戻っていただきたいのですが、例えば「鑑定結果」というのが別添でついています。20ページの次のので、21ページになろうかと思っています。

「鑑定結果」と真ん中に大きく書かれているものを1枚めくってもらくと、1ページと書かれている資料があるかと思っています。表になったもので、「①ザバイカル」と上に書かれているものです。これを見て、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

今回は、男性から男性に遺伝するY染色体というものと、女性から子供に遺伝するミトコンドリアDNAという2種類のデータが既にありますので、この2種類によってグループ分けをウェブ上で行って判断していったというものです。

例えば、ザバイカルの1番目の1というのが1つ目の試料に当たります。この試料、1つ目のYのところは「-」と書かれています。これは、試料の問題かと思うのですが、結果が出なかった可能性がある、あるいは今回のデータでは分類ができなかったというどちらかの可能性で、いわゆるこのY染色体ではどこに属する集団かは分からなかったというものです。

ただし、右のmtDNAというものは、2つのウェブ上のデータベースを用いています。MITOMASTERというデータベースとEMPOPという2つのデータベースを用いて、それぞれのデータを入力することで、このようなグループ分けができております。MITOMASTERのほうが、結果から言うと比較的大ざっぱな分類になって、EMPOPだとそれよりやや詳細な分類ができています。ここに乖離が起こっているものはほとんどないというのも分かるのですが、これを見ますと、今の1の資料はIというグループに属して、Iの1a、あるいはIの1aの1a3というような分類です。

このIの1というものが日本人集団ではほとんど見られないグループ、明らかに圧倒的にヨーロッパ人に多いグループであるというものですので、結果からすると、「日本人である可能性は低い」と書かせていただいているところです。

2番目の試料に関しては、Y染色体の今までの結果に基づくと、グループ分けがR1aというふうにすることができる。これ自体が日本人にはないグループで、ヨーロッパ系のグループです。mtDNAに関してUというグループになっていて、これも日本人ではなくてヨーロッパ系のグループということで、「日本人である可能性は低い」と書かせてもらっているところです。

若干御理解いただけたと思うのですが、11番目の試料を見ていただきたいのですが、ここはY染色体では結果が出なかったか、いわゆる分類ができなかったという結論になっております。一方、ミトコンドリアのグループ分けですと、D5というグループになっております。これは日本人集団でも一定数存在するタイプになっております。いわゆる日本人集団を、正確な数字ではないかもしれないですが、例えになりますけれども、1,000

人集めたら1人、2人はいてもおかしくないというような、0.1%ぐらいはあってもおかしくないタイプということから、日本人である可能性が否定できないということから「判定不可」と。いわゆる日本人である可能性は非常に低いのだということが言えないということで、「判定不可」とさせてもらっております。

次、1つ飛んで13という試料を見ていただきたいのですが、YのグループはCというグループになっております。ミトコンドリアのグループがHというグループになっております。このY染色体のCというグループは、日本人に見られるグループです。一方、ミトコンドリアのHというグループは、日本人にはほとんどなくて、ヨーロッパ人に多いグループになっております。いわゆるYとミトコンドリアDNAで結果が乖離している。当然、DNAは100%ではないですし、今までの遺伝様式を考えると、どこかで血液が混ざっている可能性だって否定できないということで、このようにY染色体とミトコンドリアDNAが矛盾した場合にも「判定不可」とさせていただいております。

このような基準に基づいて判定したところ、①のザバイカルに関して言うと、16ある試料のうち、日本人である可能性は低いのだと考えたものが14、今のような理由で判定ができなかったものが2あるというものです。繰り返しますけれども、あくまでこの「判定不可」というものは、「日本人である可能性は低い」以外を全て含んでいるということで御理解いただきたいと思います。

9地域全てに関して、このような方法で分類をしたのですが、また資料1-1に戻って見ていただきたいと思います。中段です。2ページ目の①～⑨、ロシアの9事例について全て検討した結果がここに書かれているものです。

埋葬地に関しては、①～⑨の埋葬地。鑑定柱数に関しては、中段に書かれていますけれども、ザバイカル地方では16柱ですが、最大のものに関しては⑤ハバロフスクの一部に関しては128柱というような非常に大きい埋葬地になっております。そのそれぞれについて検討したところ、下の段に鑑定結果を書かせていただいております。

先ほどの案の中に詳細な個人個人、一人一人に関しては判定結果を書かせていただいているのですが、大まかな結果で申し上げますと、①～⑤、⑦、⑧の埋葬地に関しては、「日本人を主体とした埋葬地ではない」と結論づけさせていただきました。理由は、圧倒的に日本人である可能性が低いというものがほとんどで、判定不可が若干交じるという結果でしたので、このような結論を導かせてもらったということです。

⑥に関しては、ハバロフスク地方の第2収容所・第3支部というような場所ですが、これに関しては、結論を見ていただきますと、「日本人と日本人以外の混合の埋葬地と考えられる」という結論になっております。⑥に関しては、資料1-2に戻って見ていただきますと、この中の先ほど見ていただいたところの11ページが⑥のハバロフスクの収容所になります。11ページを御覧いただくと、ほとんどが「判定不可」となっております。

この「判定不可」ですが、内容を見ていくと、先ほど申し上げた中での「判定不可」にはいろいろな意味合いがあると申し上げたのですが、個々のタイプを専門的

に見ていきますと、どちらかという、日本人である可能性が高いというような結果の「判定不可」の意味合いになっております。11ページはほとんど「判定不可」になっておりますけれども、これはいずれを見ても日本人である可能性が高いと言ってもおかしくない。ただ、逆に言うと、中国人であったり、韓国人であったりしてもおかしくないということにはなってしまうので、「判定不可」という結果を導いているのです。

一方、12ページを見ていただくと、だんだんこの中には「日本人である可能性は低い」という検体が非常に多くなっているのが見てとれるかと思えます。さらに13ページになると、全てが「日本人である可能性は低い」というふうに二分しております。

そういうことから考えますと、埋葬地として、恐らく順番になっていると思うのですが、一部は日本人の埋葬地、一部は日本人でない方が埋まっていた埋葬地である可能性が高い。そういうことで、混合した埋葬地ではないかということ結論として導かせていただいたのが⑥になります。

もう一つ、⑨のタンボフ州に関して言うと、資料1-2の20ページに書かれているところで、「判定不可」というものが多く目立っています。一部分、「日本人である可能性は低い」というものが交ざっているのが見てとれると思えます。

この「判定不可」というのを見ますと、このタイプも詳細に見ていくと、どちらかという、少なくない数で日本人である可能性が非常にあるのではないかと、そちらのほうに傾く「判定不可」というものの中には目立っております。

ということで、ここにはデータとしては出ていないのですが、実際、この埋葬地は名簿が存在していて、この名簿と今までのDNA鑑定の結果、身元が特定されたという、いわゆる名簿に載っている日本人が実際に埋葬されたというのが比較的多く既に判明している埋葬地でもあります。

そういうことから考えると、結論としますと、基本的にはロシア側が提示したとおりの日本人が埋葬されている埋葬地と思われる。ただし、検証していく中で、一部、若干名の方たちは日本人である可能性は低いのではないかと、そういう方も一部埋葬されているのではないかとというような結論を導かせていただいたということで、資料1-1の中で結論として今のようなことが書かれているということです。

これで1-1に戻っていただきたいのですが、今お示した表の結果の下に太字で2つの項目として書かれています。1つ目の項目が、⑥、⑨の2事例については日本人の名簿登載者が含まれる埋葬地であったと。実際、これまでに判明している方たちがいらっしゃるということです。一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も交じった埋葬地であったというのは、今説明させていただいたとおりです。この2事例に関しては、この遺骨については、先ほど申しましたとおり、アジア人の可能性は高いけれども、本当に日本人なのかというのは分からないというのが今回の方法です。

ということで、ここに、次世代シーケンサを用いたSNP分析というような専門的な分析

方法が書かれています。この分析を実施するのが適当であると書かれているのですけれども、これに関しては新たな手法として今後提言させていただきたいものなのですけれども、アジア人の中でもそれを分けていくことができる可能性を秘めた方法で、今までの方法ではできないものですから、今後、新たな方法を用いることしか手段がないわけで、それを試していこうということを考えているということを一つ目の○で書かせていただいているのです。

もう一つがフィリピンの10検体について書かれているのですけれども、これについては、ここに書かれているところを読ませていただくと、フィリピンの10検体の全てが「日本人の遺骨である可能性が低い」という鑑定結果になっております。ただし、この10検体に関しては、別々の場所で収容された御遺骨であって、今回の鑑定方法では個別の遺骨について確定的な判断を行うことはできなかったことから、今申し上げた次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施することが適当であるということが書かれていると思います。

これも同じでして、フィリピン人であるのか、日本人であるのかというのを鑑定した場合には、日本人である可能性は低いのではないかと結論づけているのですけれども、ただし、この埋葬地は日本人の名簿がどうのこうののではなくて、違う地域からそれぞれ持ってきているような埋葬地ですので、仮にそれぞれアジア人の御遺骨を持ってきてしまっていたとしたら、日本人である可能性を言う段階のものではないということを考えて、今回の手法でこれを述べることはできないということから、新たな今後用いていく手法で判断することが望ましいのではないかと結論として導かせてもらっています。

もう一つは、このフィリピンの10検体に関しては、南方地域であることもあって、DNAの結果も良好な結果が得られているとも言えないものがあります。ですので、これに関しては、そういった意味も含めて、今後用いていく新たな方法を試す必要があるのではないかと考えております。

以上が、ロシアの9事例あるいはフィリピンの10検体のDNA鑑定の結果をまとめて報告させていただいたところです。

次の3ページに移らせていただきたいと思います。では、こういうような検証結果を踏まえて、今後どうさせていただくことを提言するかというのが、この3ページに書かせてもらっているものです。

まず、1つ目が、既に収集済みの御遺骨があります。この収集済みの御遺骨の中で、多くのもので身元判明のためにDNAの検査をしております。このDNAの検査に基づいて、今回、ロシアの9事例も所属集団というものを判断しております。ということ踏まえまして、今まで分析した全ての御遺骨に関して、ちょっと詳細な数字を私が把握していなくてはいけませんのですけれども、おおよそ1万ぐらいあったかと思うのです。9,000とか8,000という御遺骨があるかと思うのですけれども、この御遺骨について所属集団を調べるべく、今回の手法と同様のことを行って確認をするということを改めてしていこうということを提言させていただいております。

ただし、相当な数に上ります。実際のところは、これまでDNA鑑定をしていた各大学が請け負って分析をしたのですけれども、なかなか難しいというか、時間と人を割くのにかなりなことをさせているところもあるので、これまで収集した多くの御遺骨をやっていくというのはちょっと難しい部分もあるということから、今回、この作業というのは実際にデータを入力するだけの作業になりますので、これに関しては厚生労働省のほうに何とかデータの輸入はお願いしていきたい。ただし、出た結果の判断に関しては専門家が判断していくということも提言させていただいております。

既に収集した御遺骨がそうなのですけれども、さらに今後収集していく御遺骨についてはどうしていくべきかというのが、その下の段から書かせていただいているところになります。「今後の遺骨収集及び遺骨鑑定のプロセスについて」と書かせていただいているのですけれども、これに関しては今回提言させていただく中の柱になると思います。4ページ目に、概略ではないのですけれども、プロセスを図示したものを添付させていただいておりますので、これを見て説明をさせていただきたいと思います。

まず、遺骨の収集からDNAの解析までというのを、このような一元化した流れで行っていくというふうに考えております。

上の段から、遺骨の収集という段階からですけれども、今後、御遺骨の収集に関しては、埋葬地の資料または海外の公文書館の資料、現地での証言等をこれまで以上に精査することで、その結果に基づいて遺骨を収集していくということを行っていただきたい。

その結果、収集した御遺骨に関して形態学的な鑑定を行っていく。これに関しては、現地及び日本の遺骨の形質の専門家が必ず実施していく。年齢や性別において矛盾がない、いわゆるアジア系、モンゴロイドであると判定できた場合に関しては、日本人の遺骨である蓋然性をさらに確認していこうということを行ってまいります。

遺骨の形質の鑑定において、現地の住民等あるいはいわゆる日本人の可能性が少ない、モンゴロイドの可能性が少ないという場合には、もうその段階で御遺骨についての精査は終了する。ただし、先ほどのモンゴロイドである可能性が高いという場合、あるいは判断ができない場合に関しても、御遺骨が日本人の遺骨である蓋然性というものを確認していくということを提言させていただきます。

この蓋然性の確認に関しては、埋葬地の資料または公文書館の資料、現地での証言等の手がかり情報、先ほどと一緒ですけれども、さらには埋葬の状況や遺留品の状況も踏まえて、これらを総合的に判断していこうということです。

これに際しては、これまでのことを踏まえまして、判断の根拠、あるいは写真を含めて報告書に根拠をしっかりと明示していくということは今後必要だろう。この結果、遺留品等からは現地住民である可能性がある、日本人である蓋然性は少ないのだということが判明した場合には、この場合も御遺骨は持ち帰らないということです。

この蓋然性の確認の結果、遺留品などからも日本人である蓋然性が高いと判定できる場合、あるいは判定ができない場合も含めて、検体を日本に持ち帰ってDNA分析に回すという

ことをこの段階で初めて行っていくということになるかと思えます。

検体を持ち帰るのですけれども、このときに検体以外の部分は現地で保管していただく。あるいは再埋葬で、この段階で焼骨はしないというふうに提言させていただきたいと思えます。これに関しては後ほど説明させていただきたいと思えます。

持ち帰った資料に関しては、DNAを分析するための検体ですので、歯であったり、御遺骨の骨であったり、四肢、手や足の骨であったり、あるいは頭蓋骨の一部であったり、あるいはそれも取れない場合には何らかDNAにふさわしいであろう場所であったりというような、今後議論の余地もあるところですが、後ほど若干は説明させていただきたいのですけれども、こういうところを持ち帰ってこようと提言させていただいております。その上でDNAの分析をしていくというものです。

このDNAの分析に関しては、ウェブ上のデータベースを参照し、所属集団を推定すると書かれておりますが、これは今回、ロシアで行った方法と同じ方法を用いて所属集団を判定していこうと考えております。

これで判定することによって、日本人である可能性が比較的高い、比較的というか、日本人である可能性が高いと判断した場合に関しては、ほかの御遺骨も日本に持ち帰ってきて、現地で焼骨をした上で日本に持ち帰ってきて、御遺骨の鑑定をした上で御遺族が判明すれば返還をする。判明しない場合には、総合墓地、千鳥ヶ淵の埋葬地に納骨させていただくというような手順を行っていく。

問題は、今までと同じ方法でウェブ上で所属集団を判定したところで判断できなかった場合に関しては、今後、新たに行っていく次世代シーケンサというもので所属集団を判定していこうということを考えております。

新しい手法ですので、どこまでできるか、できないかということは不透明な部分もございます。ただし、この段階で提言できることは、この段階でもし新しい手法で分かった場合には、同じように日本に御遺骨を戻ってきて、御遺骨を返還できるならば返還、あるいは千鳥ヶ淵に埋葬していくというものです。

ただ、分からなかった場合が問題になるかと思うのですけれども、ウェブ上のデータベースでも分からない、あるいは次世代シーケンサを用いても分からないという場合に関しては、さらに専門家による総合的な判断をさせていただく。この判断では、それでも分からないながら収集できたDNAの判定結果、あるいは形質的な、見た目の形の問題、結果であったり、あるいは埋葬資料であったり、遺留品の状況であったり、それらを全て総合的に判断した上で、もう一度日本人である蓋然性というものを考えた上で、蓋然性があれば、日本に戻ってきて返還していくという流れになっております。

もう一つは、ウェブ上のデータベースを参照して、現在の手法で日本人ではないだろうと分かった場合、あるいは次世代シーケンサで所属集団の推定をして、日本人ではないだろうとなった場合は、相手国との協議の上で、原則返還をさせていただくというものです。

一方で、これまで行っていた身元特定のためのDNAの鑑定は同時並行させていただきたく予定しております。その理由は、今回の所属集団を判定する方法は、いわゆる身元を特定する方法と全く同じ手法になります。ですので、同時に進行することが可能になりますので、日本人である蓋然性が高いということで持ち帰ってきた御遺骨に関しては、同時に身元特定のための鑑定も行っていこうと考えております。

専門的な流れをざっとお話したので、難しい部分があるかと思うのですが、不明な点は後ほど御質問いただければと思います。

もう一度資料1-1の3ページ目に戻っていただきたいのですが、真ん中の段に、「個性のない破片状の遺骨の取扱い」が書かれております。いわゆるどういう御遺骨までをDNA鑑定を行っていくかという問題がどうしても出てきます。

これまで専門技術チームのほうでいろいろ見せていただいたり、これまで出てきた御遺骨の形状も参考にさせていただきました。そうしますと、もう明らかに体のどの部位かも分からないような御遺骨が多数あるような埋葬地も存在していたり、そういう個体があったりということを確認しました。その場合、これまでの経験上、DNAを検査することは極めて難しいだろうと考えております。

そういうことから、一定のラインをつくらなければいけないということで、まず今回提言させていただく一つのラインは、破片状の御遺骨があった場合には、形態学的な専門家による鑑定で、その破片状の御遺骨が人体のどの部位の御遺骨であるかが判断できない場合には、DNAの抽出が基本的にできないだろうというふうに判断させていただいて、この場合は現地で焼骨することも今後検討していただきたいと思っております。理由は、DNA鑑定ができる可能性が極めて少ない。現状、あるいはかなり技術が進歩して、10年たっても20年たっても、DNAが取れない以上はなかなかできるものではないですので、破片状で人体の部位の特定も難しいというものに関しては、DNA鑑定をすることの意味がほとんどないのではないかと、一つのラインを今回はつくらせていただきたいと思っております。

ただし、2つ目の「・」ですけれども、今後、鑑定をしていく中で、もしかしたらそういうものができるような可能性が、今の段階で私は専門家としては少ないと思っておりますけれども、万が一できる可能性が出てきた場合、あるいは逆に小さい破片で人体のどこかが分かったとしても、こういうある種の御遺骨の場合はDNA鑑定ができないのだという経験が今後積み重なってくると思います。その場合は臨機応変に、もうちょっと基準を上げたり下げたりということは、見直しをしながら行っていく、そういう検討も必要だろうと考えているのが2つ目になります。

ということで、破片状の御遺骨がかなり多いということも、今回、印象させていただいたのですが、その場合には全てをDNA鑑定するという問題はどうしてもあるのではないかと思っております。

最後になりますけれども、収容体制、鑑定体制ということでまとめさせていただいております。大きく3つ書かせていただいておりますけれども、1つ目が「形質鑑定の専門家

の人材育成など収容体制の強化」と書かせていただいています。今後、鑑定するに当たって、形質人類学などこの分野に精通した人材は日本には決して多くないということが今回改めて浮き彫りになりました。長期にわたる課題ではあるのですが、遺骨鑑定人をはじめ、遺骨収集に関わる人材の研修を行い、専門性を高めるなど、人材育成ということに関しては、今後御遺骨の鑑定をしていくには欠かせないものであるということをご共有の認識としてチームで共有いたしました。

2つ目、一元的な鑑定組織の検討など、鑑定体制の抜本的な改革が必要だろうということで意見をまとめさせていただいております。現状で言いますと、DNAの鑑定というのは、今回の所属集団の鑑定に関しても、大学が請け負いまして鑑定を行っております。御存じのとおり、大学機関は教育と研究、あるいは医学部では診療がプラスされるのですけれども、それを柱として仕事をしております。通常、それでいっぱいいなのですけれども、そこにこの鑑定業務が加わるということは、余分に人がつかない限り、あるいは物がつかない限りできるものではないところを、今回、各機関が非常に無理をする中で行っていたという実際のところがあります。

そういうことを踏まえますと、今後に関しては、1つ目の項目ですけれども、国が責任を持って国の機関で全ての遺骨の鑑定をするというのが、他国を考えますと、それが望ましいというか、本来の在り方であると考えております。国では実際のところ、そういう整備を行うべきではないかというのが共通のチームの認識でした。

ただし、国内の人材がどれほどいるかということ、実際はほとんどこの分野に精通した人材というのはいない。では、大学にいる専門家を全てリクルートして国で雇用するかということ、それも現実的な話ではないと考えております。ただし、この事業は継続的に行っていかなければいけないというのも、やっている者として痛感しているところですので、現実的な問題とすると、当面は現状を踏まえながら、大学が協力する中で行っていくというのが現実的なことだろうと。ただし、各大学の鑑定機関においては、鑑定体制を強化していただく必要があることから、いわゆる通常の業務以外で行うということを鑑みますと、分析する人であったり、あるいは分析する機械であったり、あるいはその機械を置く、人を入れる場所というようなものを国で支援していただくことが必要ではないかということをご提言させていただくのが1つ目の項目です。

2つ目の項目が、従来の形質鑑定あるいはDNA鑑定による身元特定に加え、新たに今回、所属集団を推定していくということがさらに追加されております。つまり、今後、多岐にわたるプロセスを科学的見地から整理していく必要がさらに生じてくる。このような中で、進行管理できる一元的な組織体制を構築する必要があるのは言うまでもない。今までは、一人の身元を特定するためだけに、私たちDNA鑑定をする者として、委託をされた御遺骨を検査していくということで済んでいたものが、今後は所属集団を調べたり、一方では身元特定もしなければいけなかったりというような、かなりプロセスが多岐にわたっているということをご考えると、今までのような大学に委託するという体制だけでは問題があるの

ではないかということから、一元的な組織体制の構築というのはやっていかなければいけないのではないかと。

これに関しては、どのような体制が適切であるのか、あるいはどうしていくのかを速やかに検討していただきたいということを国には要請していきたい。その際に、やはりこの分野に精通した専門家、あるいは外部の多岐にわたる専門家の方たちが会議体を構成して、速やかに検討していくとも必要であると考えております。

3つ目の項目が、この分野の技術というのは、そうは言っても進歩していくものです。戦没者御遺骨の鑑定における課題というのも一方で幾つか明らかになってきていますのでこのようなことを踏まえて継続的にこの事業に関して評価をする、あるいは、鑑定方法を見直していくことも常に必要ということから、専門家による技術の評価、あるいはそれに関する助言をするというような体制も必要であると思われまますので、そのような組織も設けていただきたいと考えております。

最後、3つ目、所属集団の推定の手法ですけれども、今回、個人を特定するためだけのDNA鑑定以外にも、今回明らかになったことから、所属集団の推定というのも行っていかなければいけない、行うべきだという判断をいたしました。そこで、新たな手法を用いていく必要もあるということから、先ほど来申し上げている次世代シーケンサというものをを用いた新たな手法がございます。

これに関しては、これまで御遺骨で検討した結果というものが無いというのが実際のところですが、※で書かれておりますけれども、研究段階としては、例えば縄文時代の人骨であったり、海外でもそれに相当する古人骨であったり、あるいは現代人を用いた分析であったりということからは、ある程度所属集団のデータは構築されつつあります。ただし、戦没者の御遺骨を用いてこういうことをやっていないということ、あるいはあくまでも数多くない研究段階のことですから、これは今後検証しながら進めていく必要があります。ですので、実際に御遺骨を用いて実施した研究を踏まえながら分析方法の見直しも必要でしょうし、分析方法を見直していく必要も今後出てくるかもしれないものです。

もう一つ、この専門チームの中で、安定同位体比分析という分析があるということがお話に出てきました。これは米国のDPAA等が用いることを今後検討するというような分野のようです。所属集団の推定に関して行える方法で、比較的安価に分析できるという分析方法と聞いております。一方で問題もあって、これは収集相手国のデータも必要である。埋葬されていた土壌に影響するような場合もあるということから、そちらのデータも必要であるということから、日本だけが分析してもできるものではなくて、相手国の協力を得て、そこでデータ収集も必要であるということから、これを実用化していくためにはさらなる研究も必要であるということをお伺いしております。

ただし、日本ではこれを応用して沖縄県で分析したという実際の例があったと聞いておりますけれども、その場合に、この分析のある種の中の分析をすることによって、実際は戦没者の年代ではなくて、実は古い方の御遺骨であるということが判明した。戦没者と言わ

れているけれども、実はもっともっと古い方の御遺骨が、少ないか多いかは私は分からないのですけれども、そういう方も交ざっている可能性がある。これに関しては、この年代測定を放射性元素を用いてやっていくという分析も有効であるということから、そのようなことも新たな手法として取り入れていくことも検討する必要があるかもしれないというお話も出てまいりました。

走りながらですけれども、いろいろな内容のお話をしてしまったので、まとまりがなかった部分もあるので、結構な数ですが、専門チームでやらせていただいた検討の結果をまとめさせていただいたものを、今、説明できる限りの中で説明させていただきましたので、御理解いただければと思います。

以上になります。

○戸部座長 浅村先生、どうもありがとうございました。

それでは、今、浅村先生から御説明いただいた報告書につきまして、皆さんから御質問があれば御質問していただき、それぞれまた詳しい御説明、御回答を頂戴したいと思います。

御質問はいかがでしょうか。どうぞ。

○熊谷構成員 浅村先生、どうもありがとうございました。非常に詳細で、本当に御苦労されたのだということが分かる資料をありがとうございます。

私のほうからは5つほど質問したいと思っております。よろしく願いいたします。5つ全部先に申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○戸部座長 むしろ一つ一つやっていただいたほうが分かりやすいと思いますので、そのようをお願いいたします。

○熊谷構成員 分かりました。

まず1点目ですけれども、既に収集した遺骨のデータ入力のお話は、報告書で言うと8ページのところにあって、「厚生労働省において実施することが適当である」とあるのですが、これは厚労省でできるような作業と考えてよろしいのでしょうか。

○浅村構成員 まず、今まで収集したデータは、各大学が分析をしております。その分析したデータというのは、全て厚労省のほうで管理されている。

もう一つ、データの入力に関してはウェブ上で、どんな方でもそのデータさえあれば、数字を入力するだけのことです。そうすると、データとしてアウトプットが出てきますので、そのアウトプットを専門家のほうに回していただければ判断できるというものなので、入力に関しては数字を入れるだけのことになります。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

それから、質問の2つ目ですけれども、既に行われたロシアの9事例に関する現地での収集手続の中の問題点の指摘の中で、例えば系統的なトレンチを入れて発掘する必要があるという意味では、発掘に携わる人たちがある程度いろいろな専門的な知見といますか、ただ掘ればいいという話ではなくて、一定程度の知見のようなものというか、ノウハウの

ようなものがあつたほうがいいような気もするのですが、その辺りはやはり研修みたいな形でやる必要があるのか、ないのかということでは、いかがでしょうか。

○浅村構成員 収集手順に関して、今日オブザーバーで橋本先生に来ていただいているので、橋本先生にお願いできたら。

○橋本氏 お答えします。

要は、御遺骨が埋まっている場所や深さなどが異なっている可能性があることから、トレンチを入れて大まかな探りを入れます。そして、ご遺骨のある場所がわかれば、刷毛などを用いて丁寧な発掘を行うことができます。これを行うことによって、一人のものであるか、あるいは複数体埋葬されているのかなどといったことがわかり、それに応じて回収方法も異なってくることとなります。このような手順で丁寧な発掘を行えば、後々の鑑定が非常にやりやすくなるわけです。そのためには、ご指摘の通り、発掘に関する知識や経験を持った人類学者や考古学者、形質人類学に詳しい解剖学者などが必要ということになるかと思えます。しかしながら、やはりこの分野の人の数は、先ほど浅村先生のほうから話があつたところですが、そんなに多くはないと思えます。

しかし、このような発掘方法をよく知っているのは考古学者や遺跡調査などをされている人類学者、解剖学者などですけれども、発掘調査などの経験のない形質人類学者や解剖学者などは余り知らないのではないか、その意味ではトレーニングというか、知識を学ぶ必要はあるかなと思えます。

○熊谷構成員 それは遺骨の収容作業のところでも、まさにそういうトレーニングをしておいたほうがいいということでしょうか。

○橋本氏 今言われてたトレンチを用いて掘るのはもちろんそうですし、それに続く骨の収容作業においても、きちんとした収集方法についてもトレーニングでやっておく必要があるかと思えます。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

3つ目の質問になるのですが、今回、収集されて、日本人であるかどうかということで、可能性が低い、もしくは判定不可という形で判定結果が出ているのですけれども、その結果、もう少し詳細に調べる必要があつて次世代シーケンサを用いるということが提案されているのですけれども、次世代シーケンサを使うと、このところを出ている判定不可のところのもう少し詳しいデータが分かるということなのでしょうか。

○浅村構成員 まず、書き方があれなのですからけれども、今日何度か説明させていただいた「判定不可」というものは、今回の目的は日本人である可能性が低い、埋葬地が違うかということを根本的にやったので、それを分けるのが妥当だろうということで、日本人の可能性が低いか、それ以外で分けさせていただいています。

ですので、今回用いた方法でも、アジア人である可能性が高いということは言える御遺骨はたくさんあります。かつ、今日お示ししたように、幾つかの埋葬地ではもう既に名簿がある。そう考えたときには、日本人の名簿があつて、アジア人の可能性が高いと言え、

日本人である蓋然性は高いのだろうと。ただ、DNAだけから言うと、アジア人としかな言えない。

ただし、今お伝えいただいた次世代シーケンサを現代人で分析した結果、研究段階ではあるのですけれども、その場合はアジア人の中でも分類ができる。日本人の一部の集団がある程度のクラスターを形成している、あるいは韓国人は違うというようなデータを出すことができると研究では言われております。

ですので、今回、個々の御遺骨に関して、アジア人である可能性が高いだろうと思ったものに関しては、次世代シーケンサを用いることで、いわゆる埋葬地単位ではなくて、個人としてどうなのかということが判明できる可能性があるということになります。

○熊谷構成員 ありがとうございます。また理解があれなのですけれども、次世代シーケンサというのも、DNA鑑定の手法の一つということですか。それとも別の手法でしょうか。

○浅村構成員 DNA鑑定という言葉がちょっと誤解を与えてしまうのかもしれないですけれども、通常、私たちが御遺骨で今まで行っていたのは血縁鑑定になります。ある御遺族とどういう血縁があるのか、ないのかというのを鑑定していたもので、DNA鑑定の中の一部に血縁鑑定があったということになります。

今回、所属集団を調べるという意味では、DNAを鑑定して所属集団を調べていこうという大きな枠になるのですけれども、その場合に今回の次世代シーケンサというのは、DNAの中の分析する場所が違うと言えればいいと思うのです。ですので、同じDNA鑑定ではあるのですけれども、分析する手法も違いますし、場所も違うということで、違う結果を得ることができる可能性があるというものです。

ただし、この方法は血縁鑑定に向いているか、向いていないかということ、現状では、いろいろな意味で向いていないということが言えるかもしれませんが、所属集団を推定するという点では、詳細なものができる可能性を非常に秘めている方法ではあると思います。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

今度は4つ目になるのですけれども、資料1-1の一番後ろのところに、「今後の遺骨収容・鑑定のプロセス」というものがあって、その中で、身元特定のための専門家による会議をDNA鑑定人会議と並行してやっていくのだというお話があったのですが、これは収容した御遺骨に関してはこの青い流れの中でDNA鑑定をやっていく。身元特定のほうでは、今度は御遺族の方のDNA鑑定をするという形でマッチングするという意味で並行してやっていく。そういう意味と捉えてよろしいのでしょうか。

○浅村構成員 目的は、今のとおり所属集団を判明するという目的と、身元を特定するというものを同時にやっていく。これができるのは、説明をさしあげたとおりで、同じことをやっていくことによって、その結果の利用をどちらにするかというだけなので、分析する手法が全く同じですので、一方では血縁鑑定を同じ結果を用いてできる。一方では、同じ結果を用いて所属集団を調べることができるというので、並行してやることができると考えます。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

最後、破片状の御遺骨の関係ですけれども、これはこのプロセスの中で言うとどの段階で焼骨して日本に持ち帰るといことになるのでしょうか。

○浅村構成員 恐らくここには反映されていないと思うのですけれども。

○橋本氏 現地で収集される遺骨では、北方と南方では全くその性状は異なり、南方の暑いところで回収される骨はもうほとんど脆弱化してしまっていて破片状になっている場合が多いと思います。それを篩にかけて採取することになります。そのときに、例えば大きな骨と一緒に見つかる、同じ人に属しているのだろうと思われる小さな骨があった場合に、これは焼いて大きいほうをDNAに鑑定に出すのはいささか早計であると思われます。このような場合には、焼かないほうが良いということになりますよね。大きいもののDNAの結果を聞いてからやるべきだと。

ところが一方で、大きい骨は全くなく、細かいものばかりで、完全にDNAは分からないだろうといったときには、その一部の小さな骨がモンゴロイドと分かれば、モンゴロイドとしてそこで焼くということも可能だろうと思いますし、それを元に戻しても、どうしようもないことですので、そういう場合には焼けるのではないかと、実際に現地に行っていて個人的にはそう思います。もちろん、骨の部位については、鑑定人の経験により部位が分かる人もいるし、分からない人もいるとは思いますが。

○熊谷構成員 ありがとうございます。以上です。

○戸部座長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

○浜井構成員 浜井でございます。浅村先生、大変明快な御説明、ありがとうございます。よく理解できました。

質問は3点ありまして、1点は今回の浅村先生への質問となろうかと思えます。あとの2点は、もしかすると事務局側への質問になるかもしれません。とりあえず3点質問させていただきたいと思えます。

1点目ですが、資料1-1の4ページ目の「今後の遺骨収容・鑑定のプロセス」で御説明がありましたとおり、検体を持ち帰ってDNA分析をし、判定不可のものに関しては次世代シーケンサによる分析によって推定をしていく、こういうプロセスが示されておりますが、この次世代シーケンサというのは新しい手法であって、これの導入時期というのは、新しい年度からもう導入可能な見込みであるのか。あるいは、これはまだもう少し先になってしまうのかということをお聞きしたい。また、この次世代シーケンサによる分析を行う機関は、今までDNA鑑定を行ってきた12の機関と重なるのか、あるいはそれと別途、次世代シーケンサ専門の機関がこれを行うのかということについてお聞かせいただきたいと思えます。

○浅村構成員 まず、私たちは現在、DNAの身元特定をやっている大学は12機関ありますけれども、その12機関に関しては、機械が違うのですけれども、機器を持っている大学と持っていない大学があります。この12機関は基本的には血縁鑑定を専門とする先生方で構成

されているもので、今回、この次世代シーケンサに関して、その12機関の中で分析をしているところも当然あるのですけれども、今回の所属集団を決定するというような手法を用いた場合には、より専門的な先生が現在いらっしゃいます。専門チームの中にもいらっしゃる国立科学博物館の副館長の先生が、現在、最もこの分野の専門家だと思われま

す。現在、現代人であったり、古い縄文人であったりということに関しては、実際に分析をされていると聞いておりますので、導入時期に関しても、DNAさえあればすぐ分析できる。ただ、時間的余裕等に関しては私のほうでは把握できないですけれども、そちらで分析をしていくという予定を聞いておりますが、もし事務局のほうで何か追加があればと思います。

○吉田事業課長 次世代シーケンサを用いた分析につきましては、実は後ほど資料で御説明しようと思っておりましたが、令和2年度の予算案に実用化に向けた研究費というのを計上しております。予算成立を前提としまして、今後、いわゆる公共調達をして、研究に加わっていただく機関に手を挙げていただくという手続を経て、実際の取組をしていただく予定としてございます。

先ほど浅村先生から御説明があったとおりで、これまでの戦没者遺骨の所属集団に関してこの次世代シーケンサを使った分析というのが、まだ私どもにとっては未知でありまして、研究段階であるという認識がありますので、まず2年度は実用化に向けた分析をしていただく。さらには、一部、既に詳細な分析を待っている御遺骨、検体もありますので、それらについても実用化を図りながら、徐々に全体的な活用に結びつけていきたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

質問の2つ目になります。またプロセスの話になりますが、日本人の御遺骨である蓋然性が高いと判定された検体のみを持ち帰ってくるという手順が今回示されたわけですが、この手順を実施する場合に、今までの遺骨収集事業の流れから言うと、基本的には現地調査、遺骨調査をし、その後で遺骨収集に行く、こういう二段構えでやっていたと思うのですが、検体の持ち帰りという作業がどの工程に入ってくるのかというところが疑問であります。つまり、遺骨調査の段階で現地で鑑定して、検体を持ち帰ってくる。そしてその鑑定結果を踏まえて次に収集をするのか。つまり、今までの二段構えのままいくのか。あるいは、まず遺骨調査をし、その次に今度は検体のみを持ち帰るという工程が新たに一つ入って、その後でまた最終的な持ち帰りを行なうという三段構えになっていくのか。この辺りが今回の説明では分からなかった部分でありますので、今までの遺骨収集の手順といいますか、プロセスの中で、検体のみを持ち帰りというのがどこに位置づけられるのかということについて教えていただきたいと思

○吉田事業課長 事務局のほうから説明させていただきたいと思

います。このプロセスは、今日、専門技術チームから御提言をいただきましたので、具体化につきましては、さらにこの有識者会議での御提言も踏まえて厚労省として実行に移すべく考

えていくということになりますので、まだ仮定の話ということで申し上げますれば、一つは、これまではまず御遺骨の所在を確かめに行く現地調査を行う。そして、例えばいわゆる試掘をして御遺骨の所在があるということであれば、そこに専門家の方がいて、試掘された御遺骨が日本人である蓋然性が高いということであれば、従来はその次のステップとして、あるいはその段階で一部を持ち帰る、あるいは次の段階で収容に移るということでした。

今、ここで御提言いただいたプロセスを考えますと、まずは御遺骨の所在を確かめて、遺骨が実際にあるかどうかを試しに掘ってみる。御遺骨があれば確認するということが、その場に形質人類学者の専門家がおられれば、そこで検体の採取というプロセスに移れますけれども、残念ながら形質人類学者の方々を全ての現地調査に同行できる体制まで、正直申し上げますとまだ追いついていないという状況でありますので、そう考えますと、まずは御遺骨の所在を確かめる。次に専門家を帯同して、見つかった御遺骨の確認をしていただく。さらに検体の採取をする。そして、日本にその検体を持ち帰り、分析を行い、第3ステップとして御遺骨を迎えに行くということになるのではないかと。それは、先ほど申しました形質人類学者の方々が現地調査まで、どこまで同行いただける体制に追いつけるかどうかにかかってくるので、それに応じてきちっと対応していくべきだと考えております。

○浜井構成員 この点は、遺骨収集の推進といいますか、事業の迅速化と、あと正確性をいかに両立させるかという観点から重要になってくると思います。

御提案の手順で今後実施するというのであれば、今までの二段構えのやり方について何か工夫をしなければいけない部分も出てくるかと思っておりますので、そういった点も含めて検討する必要があると思っております。

3点目ですが、これは事務局のほうへの質問になるかと思っております。これからの鑑定体制について、一元的な鑑定組織について検討すべきであるという御提言をいただいているわけですが、最近の動きとしまして、先週の参議院の沖縄と北方問題に関する特別委員会でも、担当大臣が沖縄は沖縄で鑑定体制をやれるようにしなければいけないということで、沖縄県内に鑑定の拠点を設定することについて意欲を示したということが、実際に委員会で御発言があって、報道もされているところであります。今のところ、沖縄の遺骨に関しても全てDNA鑑定というのは一元的にやっているわけでありましたが、この問題について厚労省として、今そういう話が検討されているのか、あるいはこういった問題をどう受け止めているのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田事業課長 鑑定体制の充実を図るということにつきましては、この御提言を私どもぜひ参考にして、今後、どういう対応がなし得るか、行政側としてどういう構築が可能かどうかということについて突き詰めていきたいと思っておりますし、また、それに応じて厚労省としての具体的な案を、今後先生方の御意見もいただきながら、お示しをしていきたいと思っております。

また、今お話のありました沖縄県での御遺骨のDNA鑑定につきましては、これは先般、沖縄及び北方問題に関する特別委員会で御質疑がありまして、その御質疑の趣旨は、沖縄で発見された御遺骨については、沖縄の方々、特にボランティアの方々、県内の方々が非常に強い思いを抱いて御遺骨を収容した。それに関わる専門の方も、沖縄の県の方々に添うようにして支援をした。そういう方々が御遺骨の行く末を非常に心配しておられる。

一方で、今、私どものDNA鑑定の体制としましては、これは沖縄に限らず、硫黄島を含めまして、海外から持ち帰られた御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定につきましては、浅村先生を座長とする12機関の鑑定人会議の先生方に鑑定をお願いするというわけで、これは東京だけに機関があるわけではなくて、実は12大学、全国各地に分散しておりまして、それぞれの大学に検体をお預けし、分析をお願いしているという状況下で、一元的に扱っているということでもあります。

沖縄の御遺骨については、そういった沖縄で収容された御遺骨が自分たちの目の届くといえましょうか、きちっと行く末が見守られる状況の中でDNA鑑定を進めてほしいというお気持ちを代表して質問されたと受け止めましたので、そういった関係者の気持ちはしっかりと受け止めて、できる限りのことはしていきたいという趣旨で答弁したと思っております。

また、具体的に沖縄県でそういったDNA鑑定に対応し得る機関があるかどうかについては、私どもは具体的に見解といえましょうか、そういう知見を持っておりませんので、今後、そういったことも含めて、もし仮にそういう候補があるということであれば、専門の先生方と御相談をしながら、どういう対応を成し得るのかということについては考えていきたいと思っております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

○戸部座長 ほかに。犬伏先生、いかがでしょうか。

○犬伏構成員 おおむねお二人の先生から多岐にわたる質問がなされていたので、それほどつけ加えることはないのですけれども、質問の中で、今回、本当に浅村先生たちに非常に丁寧に検証していただいたこと、本当に御苦労さまでしたということですのでけれども、その中で具体的に、この分野はよく分からないのですが、形質人類学などを専門にされている方は多くないということですが、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。本当に数えるほどなのですか。

○橋本氏 人数的には、今回もメンバーに入っている先生の数も非常に少ないと思えますし、人類学の領域に入っても、先ほど浅村先生が言われたように、国立科学博物館の篠田先生も人類ですけれども、DNAを研究されており、発掘などの現場の経験は少ないのではないかと思います。ほかにも人類学者はおられますが、法律上の問題を取り扱う、いわゆる法人類者という方はほとんどいません。一方、考古学者はあまり人骨を扱わないと思えますし、マクロ解剖学の先生方で興味のある方々もおられますが、総数的にはあまり多くないかもしれません。解剖学を専門にされる先生方でも、マクロ解剖をやる人というのは非

常に減ってきていて、ミクロ解剖のほうにみんな行ってしまうので、何人と言った確かな数は把握していませんけれども、非常に少ないというのが現実だと思います。

○犬伏構成員 ありがとうございます。

先ほど、収集の段階でも考古学的な手法も考慮してというようなこともありまして、今回、これまでの収集あるいは鑑定を含めた問題点を踏まえて、最後のところのプロセスで御提案いただいたのですけれども、それを踏まえて厚労省が具体化するということでマスタープラン等をつくられるのだと思うのですが、そのめどはある程度年次的にあるのかということと、今お聞きした現状を踏まえると、なかなか一気にはいかないということも思われるところなので、厚労省として提言といいますか、これを踏まえて、どの程度マスタープランを作成する年次とかを考えているのか。今年度中とか、もう少しかかりそうだと具体的な対応策について、厚労省としてどのような見通しを持っていらっしゃるのか。まだ、そこまでは行かないということなのか。なかなかすぐには、この鑑定体制と収容体制には多くの時間、あるいは費用がかかるのではないかという気がしましたので、厚労省としてどのような取組をお考えなのかということについての、何かめどとか、今のところどういうふうに進めていこうという案がございますでしょうか。年度的な。

○辺見大臣官房審議官 基本といたしまして、戦没者の遺骨収集の事業につきましては、継続して行うべき事業でございますので、まず足元では、令和2年度にじき入ります。この令和2年度に想定される事業をこの御提言をいただいたようなことを生かしながら、まずどのように進めていくのかということはずぐ考えなければいけないことだと思います。

その上で、さらに令和3年度の予算を想定したときに、次にやるべきことは何か。さらに人材育成等を考えると、もう少し時間がかかることもあるかもしれませんが、その次にやっていくことは何かということ順序立てて考えていくことが大事だと思いますけれども、基本的に継続している事業である。浜井先生から持続性の話も兼ね合いという御指摘もいただきましたけれども、そういったことも念頭に置きながら、組み合わせを考えていくということかと思っております。

○戸部座長 ほかに、後から質問を思いついたということがおありになれば。

私、ちょっとまだ飲み込めないところがあるので、単純な質問をさせていただきたいと思うのですが、4ページの「今後の遺骨収容・鑑定プロセス」のところでは2点ほど質問させていただきます。

最初は、先ほど浜井構成員の御質問にあったところですが、日本人の遺骨である蓋然性の確認という項目がありますが、これは現地でやる確認ですね。

○橋本氏 まず、形態学的特徴のみで日本人というのは非常に難しい。先ほどから出ている黄色人種、つまりモンゴロイドの特徴を持っている骨であると言うことは可能だと思います。ただ、問題は戦地がほとんどモンゴロイドの居住地域であるので、見つかるモンゴロイドと思われる骨も、現地人なのか、戦没者なのかの区別がつきにくいということになります。その中で何からのファクター、例えば資料に書いてある年齢や性別等も考慮しながら

ら、その中で日本人戦没者である蓋然性というところを検討します。もちろん、これは現地での仕事です。また、例えば現地で治療痕等がある歯が回収され、そこに日本の歯科医師がいて日本の治療であることが判明すれば、すぐに日本人と判断してまず間違いないだろうということになります。これも現地で行うことができます。

また、北方で完全な頭の骨が発掘、回収されたときには、もしそこに該当者と思われる戦没者の生前の写真などの情報があれば、その骨との比較によって、その場で同一人か否かの可能性も判断できることになります。あるいは、完全な骨からは身長や体格などの推定も可能であり、このような生前の情報も家族、関係者から提供されていれば、形質人類学者として比較照合が可能になります。これらは、いずれも現地で行われる、骨からの特定個人の推定になります。他方、骨の形態的特徴からの人種鑑別、つまり所属集団の推定も現地で行います。

しかしながら、確実な判断が出来るような人種特徴などが観察できなかった場合には、今度は資料を日本に送ってDNA鑑定ということになるわけです。

いずれにしても、現地で行われる発掘骨の人類学的検査や日本国内で行われるDNA鑑定では、もし家族、関係者からの情報があれば、特定個人、あるいはその人の所属集団を推察できる可能性があるということになると思います。

○戸部座長 ありがとうございます。

もう一つは、きっと私は頭が悪くて理解できないのでしょうかけれども、先ほど、これまでのDNA分析ではモンゴロイドというところまでは分かるけれども、日本人であるということは確定的に言えないという御説明だったのですが、4ページ目の青い点線の箱の中に、「WEB上のデータベースを参照し所属集団を推定」という項目がありますが、これは可能だということですか。所属集団を推定。

○浅村構成員 このウェブ上のデータベースを参照するという事は、今回の方法と一緒にするので、日本人と韓国人を分けることは基本的にはできない。ただし、日本人の蓋然性が極めて高いということで日本に持ち帰られた御遺骨であって、このウェブ上でアジア人の可能性が高いということになったときには、これまで同様、それを鑑定していくということをやっていくものだと思います。

ただ、今までの方法では、おっしゃるとおりで、アジア人という枠は分かりますけれども、基本的にこの方法自体は所属集団を決定する方法ではないので、それを応用しているだけのものなので、ちょっと難しい部分があるので、もしそういうことでの疑念があった場合には次世代シーケンサという流れに行ったほうがいいかなと思っています。

○戸部座長 分かりました。ありがとうございます。

○橋本氏 そして、そこで4ページ目の青い点線の箱の中の中央一番下の枠にある総合的な判断として、DNAと形質の両方で持ち寄って最終的な判断をしましょうというのがこの図になっていることだと思います。

○戸部座長 ちょっとクリアになりました。ありがとうございました。

ほかに御質問はいかがでしょうか。今日オブザーバーで来ていらっしゃるお二人から、何か御質問あるいは御意見がありましたらお願いしたいと思います。

畔上さん、お願いします。

○畔上氏 この資料を見せていただいて、大変な業務量だったかなと思います。私は素人なので、全くそのとおりとはいいます。ただ、遺族会の立場としてお話をさせていただければ、これは前回にもお話をさせていただいたかと思いますが、また取りまとめの終わりのほうにも、戦没者の遺族が、妻はもう97歳になるし、遺児も79歳になりますよ、遺族の感情にも配慮してなるべく早くというふうな取りまとめもさせてもらっているように伺いました。

その中にありまして一つ思うのは、やはり南方と北方は分けて考える必要があるかと思えます。今回は主に旧ソ連、ロシア地域の部分で混入したということで、北方なので検体が取れるということでこれだけ調査ができると思うのですが、南方のほうは、先ほどお話があったように、なかなか難しい部分があります。骨片が多かったり、検体が取れる部分が限られていたりということがあります。

私の中では、昨年10月に、この有識者会議の取りまとめにありましたように、やはり蓋然性の高いものというふうな方向づけがされたと思っております。事前資料として海外の資料、そして証言、さらに戦史等々で、どの地域にどういう部隊がいてという情報はある程度網羅して把握できていると思えます。さらに、収容時の埋葬状況、そして遺留品等々があれば、かなり確実性の高いものが出てくるのかなと思います。

そういう中にあった場合に、もちろん遺骨によりまして、例えば火炎放射器で焼かれたものであれば色が黒くなったりということもありますし、また現地の方の骨であれば、埋葬の仕方が違うということがある程度判断できると思えます。

そういうことを踏まえた場合は、専門委員の方と団長が協議をし、さらに国の代表で厚労省、そして相手国の政府関係者の方を含めて、先ほど、分からない場合はもう相手国との話し合いだろうという話もありましたので、その辺で一つの目安をつけていただいて進めていただくのが一つの方法であるのではないかと思います。

そして、DNAですけれども、大変な作業量があって、かなり年数がかかるように聞いております。現在、300ぐらいまだ検体があって、それをこなすのに3年以上かかるのではないかという話も聞いておりますけれども、以前のこの検討委員会的时候も、新たに年間1,700の地点で収骨をするという方向づけがなされましたけれども、そこまでとても行かない現状かなと思います。

そういう中にありまして、DNAの鑑定をこの専門チームのほうでも御指摘なりをいただいていると思えますけれども、どれだけの範囲で国のほうで手当てができるのか。これは、行政もそうですけれども、もし日本で足りないのであれば、DPAAとは言いませんけれども、世界のそういう機関があれば、その手を借りても早急にしなければいけないだろう。

先ほど浜井構成員からもお話がありましたけれども、来年度の予算要求でも、現地の調

査の段階で専門の先生が行くというふうな予算がついたのですけれども、この分析等に費用配分がありまして、結局、調査には先生が入らなくなりましたけれども、やはりなるべくDNAの鑑定の期間を短くする。そのために何をするか。そして、鑑定だけではなくて収集のほうも、収骨、収集だけではなくて、調査に行った時点で、検体を持ち帰るものは持ち帰ってきて、なるべく早い時期に手当てをする必要があるのかなと思います。その辺を含めて、ぜひ厚労省のほうにも進言をお願いしたいと思います。

以上です。

○戸部座長 竹之下さん、いかがですか。

○竹之下氏 ほとんど畔上専務がおっしゃったことと同じですが、私ども、実際に各社団の社員、あるいはその代表の方々と話をしていますと、まだ遺骨を持ち帰りたいという方の中心が遺族なのですね。そうすると、70代後半でもう後期高齢者になっています。ですから、そういう一つの焦りもあります。せっかく遺骨収集に行くのに、自分の親父かも分からないと思って行くのに何も供養できないのかと。それから何年もたってから焼きに行くときまで自分が生きているかどうかというような言い方に、何回も接しております。

ですから、皆さん、私どもの社員が望んでいるのは、仮にこういう方式で、検体を持ち帰って検査してから後、もう一回受取りに行くという形になったとしても、その期間をできるだけ短くしていただきたいというのが社員団体の考え方です。

もう一つは、遺骨収集に行く現場の者として、先ほどトレンチという手法、我々が筋掘りと称していますが、これは昭和40年代の終わりからこういうやり方をやっております。以前は井戸掘りみたいに単発の穴を掘っていた時代もあるのですが、それを最初に始めたとき、リーダーは旧軍の中佐とか少佐が団長で行っていたのですけれども、機械を使うと遺骨を傷めてしまう、そういうことはできないということの遠慮から手掘りが主体だったのです。しかし、それではほとんど能率が上がらないということで、せめて表層だけでも機械で掘りたいと。しかも、重機が東南アジアのほうもいろいろ用意されている時代になってきましたので、最近では非常に小さな5トン級のバックホー、ユンボで表層を剥いで、遺骨が出てきたら、それからは手作業ではけを使ったりしながらやるのですが、その中でも、特にロシアの埋葬地というのは、収容所の近くにあったのは、新しくそこに埋葬地をつくったわけですから規則性があるのですね。5掛ける5で並んでいる。それを、縦穴を一つ掘ったのでは、当たらなければ2つも3つも当たらないかも分からない。縦に溝を掘れば、どこか当たるところがあると、そこから規則性を判断して、あとのところを掘っていくという手法をとっていますので、これは経験の長い者から浅い人へも順送りに伝えていきますので、そういう手法は大丈夫だと思っています。

それから、特に収容所の近くの専用の、日本人の収容所で死んだ人の墓ではないところというのは、町場の近くの収容所はロシア人の墓の横に埋めさせてもらったりしているのですね。

もう一つ、ロシアの慣習法で、20年間お参りに来なかった墓は、その上に埋めてもいい

というルールがあるのです。ですから、国交がないころはそんな山奥の日本人の墓地までまず行きませんから、フルシチョフ時代に26の墓地をお参りに来ていいぞと開放したときがありますけれども、それ以外はまず行かないわけですから、ここの縁のある者は20年来ないから埋めていいのだというような地点がかなりあるように思います。私自身が墓地調査に行ったとき、2か所ほどそういう言い方をされましたので、それを今の目標としてずっと上げてきた遺骨を引いて行って残り幾らだという場合は、最終的にはそういうところも手をつけるのかどうかということが一つの課題になろうかと思っています。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

今後のことを申し上げますと、今日浅村先生から御説明いただいた報告書を有識者会議として受け入れてと言ったらいいのでしょうか、採用させていただいて、それを踏まえて有識者会議としての意見の取りまとめを行いたいと思いますが、皆さん、それで御承知いただけますでしょうか。

(委員首肯)

○戸部座長 それでは、この件はこれで一応質疑が終わったこととしたいと思いますけれども、構成員の方々からそれぞれ御指摘がありましたように、この報告書をつくるに当たりましては、浅村先生、橋本先生をはじめ、多くの先生方に多大な御負担をかけたと思います。本当にありがとうございました。ほかのメンバーの方々にも、この有識者会議としての謝意をお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2、その他のほうに入りますが、資料2から4まで事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○泉援護企画課長 それでは、資料2を御覧ください。「本有識者会議の名称変更について」でございます。

この有識者会議ですけれども、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」という名称でこれまで開催させていただいておりました。その名のおり、指定法人の指導監督及び厚生労働省が自ら行う遺骨収集事業の適正実施のため、御意見及び御助言をいただくことを開催目的として開催していたところでございます。

ただ、今般までの審議でも表れておりますように、戦没者の遺骨収集事業に関し全般的に御意見等を述べていただく会議ということになっておりまして、そのことを明確化したいと考えております。

したがって、令和2年4月以降は、当会議の名称を資料2の一番下にありますとおり、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」と改めさせていただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田事業課長 続きまして、資料3の御説明をしたいと思います。「令和2年度遺骨収集関係予算案の主要事項」でございます。

現在、国会のほうでは令和2年度予算の審議をしていただいておりますけれども、その

中に計上されている予算について簡単に御説明したいと思います。

まず、1番目の遺骨収集事業の推進に当たるところでございますが、今年度23億6100万円に対しまして2年度予算案では30億強の予算計上となっております、対前年度では約6億円の増となっております。

その内訳でございますが、硫黄島に関するものが約13億6000万円、硫黄島以外の南方・旧ソ連地域の遺骨収集事業に関しまして、今年度7億5500万円が10億7200万円となっております。

さらにその内訳でございます。まず、南方・旧ソ連地域の現地調査及び埋葬地調査に係るものとしては、アのところになります、今年度3億2600万が2年度では5億1500万円の計上となっております。

なぜ増えているかという点に関しますと、各地域の括弧内を御覧いただきたいと思いますが、多くの地域で班体制が増となっております。この班は何回行けるかという意味でありますので、何回と置き換えていただいても結構かと思っております。その増派に対する予算計上でございます。

また、イの遺骨収集でございますが、現地調査に応じて、発見された場合には収容に向かうということで、必要な増額を図っております。対象地域は御覧のとおりでございます。

その他、戦没者遺骨収集推進協会、指定法人である法人への委託費、それから海外資料の収集経費などが計上されております。

裏面を御覧いただきたいと思っております。遺骨収集予算の内訳としましては、4番目に遺骨の鑑定でございます。鑑定費用は総額で今年度1億9100万に対しまして、2年度予算では5億2100万円の計上となっております。

その内訳が大きア、イと分かれておりますが、初めにアの鑑定実施体制の充実でございます、さらにその内訳としまして、DNA鑑定に係る体制の充実ということで、現在、12機関を中心に鑑定をいただいておりますけれども、その体制強化あるいはスピードアップというところに狙いを持ちまして、例えばDNA鑑定の分析に必要な機器の導入を図ったり、あるいは鑑定料の引上げなども計上されてございます。

また、形質人類学の鑑定の体制の充実ということで、増額を図っております。先ほど畔上専務から、現地調査にも派遣できるようになっているはずだという御指摘があったのですが、実はこれは2年度予算で調整はしましたけれども、まだ予算に応じた体制が応じ切れていないということで、残念ながら全ての現地調査に行くところまでには至っておりません。

それから、イのところでございますが、これが新たな内容になりますけれども、戦没者の遺骨に関する研究の推進ということでございまして、今年度800万円に対しまして1億6800万円の予算計上となっております。

その内訳は、御覧いただきますように、「新」に丸がついてございますのが、新しい、主に研究委託費ということでございまして、先ほど御案内がありました次世代シーケンサ

によるSNP分析の研究委託、あるいは形質人類学鑑定に係る研究委託、そしてDNA鑑定に係る研究委託でございます。

なお、4番目の安定同位体比分析に係る研究につきましては、今年度から既に一部予算を計上しておりますので、引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

その他、御遺骨、遺留品の伝達などが含まれて、以上のような計上となっております。

予算につきましては以上でございます。

○皆川事業推進室長 続きまして、資料4を御覧ください。令和2年度の遺骨収集の実施計画について御説明申し上げます。

第6回の有識者会議でも御報告を申し上げましたけれども、遺骨収集の推進に関する関係省庁会議で昨年12月17日に推進戦略というものが決定されてございます。この戦略に基づいて厚労省が各年度の実施計画を定めるとされておりまして、以降、それが南方地域、北方地域、それ以外のところというところで計画を立てております。

予算のほうにも関連しますけれども、まずは連合国側の公文書館等の調査で入手した埋葬情報を早期に収集をするということで、南方の現地調査の班数をほぼ倍増した計画となっております。また、シベリアについても、令和3年度までで全て情報を調査するための班編成となっております。

その中の6ページ、「3 情報のない未収容の遺骨」という項目がございます。こちらについては、アメリカの海軍設営隊資料館、Seabee Museumと言っていますけれども、ここで保有する資料の機密指定が解除されるという情報がございまして、外務省と協力して資料の取得、調査・分析を進めたいということを書かせていただいております。

続いて、「4 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨」というところで具体的に書かせていただいておりますのは、昨年12月に日本とウズベキスタンの首脳会談で、実務的な協議を進めていきたいと思いますという合意をいただいたと伺っております。それを基に、ウズベキスタンに、現在情報では13埋葬地あるのですが、そのうち整備が進んでいない2埋葬地があると私どもは推定しておりまして、まずその調査から現地と協議を進めていきたいということを書かせていただいております。

5番については、沈没した艦船の御遺骨について、今年の夏までに取組の考え方を整理するとなっております。

6でございますが、当有識者会議から示していただける、日本人である可能性の確認方法についての提言をいただいて、早急に方針を策定し、具体的な鑑定体制の強化を図る。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございました。

以上の3つにつきまして、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。名称変更のほうはもう大丈夫だと思いますが、それ以外の点について何か疑問がありましたら御質問をお願いしたいと思います。

○皆川事業推進室長 すみません。1つ御報告が漏れてしまいました。

令和元年度の遺骨収集を年度第4四半期中止・延期をさせていただいた経緯について、御報告が漏れてしまいまして申し訳ございません。御報告いたします。

この有識者会議でも御検討いただいたように、昨年夏のシベリアの事例から、11月以降の遺骨収集について、具体的に歴史的な背景がある、それから形質からモンゴロイドであることが明らかである、さらに遺留品があるとか、埋葬図と埋葬状況が合致するとか、この3つの条件で慎重に判断をするということで、4地域の遺骨収集をさせていただいたところでございます。

その後、昨年12月4日でございますが、DNA鑑定人会議において、また別の地域で日本人でない御遺骨がありましたという御指摘をいただきました。この中には、日本側の鑑定人の方が収集団に参加していただいて、なおかつ遺留品も発見されたようなケースの中でもDNAを分析していただいたところ、日本人ではないのではないかと御指摘でございました。

これらのことから、2月、3月に遺骨収集を予定してございましたけれども、さらに慎重にできないかということで、原則として、その場で現地焼骨は見合わせて、検体だけを持ち帰ることでいかがでしょうかということで、関係団体とも御相談をしてみましたのですけれども、関係団体の方々からは、仮に検体だけを持ち帰ったとして、現地での御遺体本体の保管状況であるとか、持ち帰った検体がいつになったら鑑定が終了するのかというところが、まだ厚労省として十分整理できていないのではないかとございまして。他方、新年度以降、新たな方針ということで今検討もされているわけですので、それらを踏まえて延期でやむなしということで、関係団体の方には非常に申し訳なかったのですが、事業を延期させていただいた次第でございました。

それから、3月末にはコロナのニュースもございまして、現在、ほとんどの遺骨収集対象国で入国ができない状況が続いております。それもつけ加えさせていただきます。

○戸部座長 ありがとうございます。

そうすると、令和2年度の現地調査も、コロナの状況によっては十分に実施できるかどうかはまだ分からないということなんでしょうかあ

○皆川事業推進室長 3月17日時点で、相手国側から渡航に一定程度条件がつく。例えば、14日間留保するという条件がついているところがほとんどでございまして、その状況は昨今のニュースでやや広がっているようにも見受けられますので、その状況と、それから外務省の渡航情報をよく見ながら、まず安全にできなければいけませんので、そこには最大限注意をして考えていきたいと思っております。

○戸部座長 ありがとうございます。

御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その次の資料5から資料6-1、6-2について確認をしていきたいと思っております。これも事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○吉田事業課長 資料5、続きまして6につきまして御説明したいと思います。

まず資料5を御覧いただきたいと思います。これは硫黄島及びタラワ環礁における戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関しまして、申請者からの受付を開始しましたという御案内を先日公表させていただいた資料でございます。

これにつきましては、厚労省では戦没者の御遺骨の身元特定のために、原則的には遺留品など手がかり情報がある御遺骨を中心に、御遺族との間での身元特定のための鑑定を進めてまいりました。一方で、南方においては遺留品などが見つかるケースが非常に少ないということで、そんな中でも多少でも可能性を広げてほしいという御遺族、関係者の御意向を踏まえまして、まずは沖縄で試行的な取組を開始しました。

昨年の、この構成員の方々にも一部御参画いただきました検討会議におきまして、沖縄以外での南方における遺留品のない御遺骨についての鑑定の可能性について御議論いただきまして、その方針に基づきまして具体化をいたしましたのが、この硫黄島、タラワ環礁での御遺骨について取組を開始しようというところでございます。

この方針に基づきまして、昨年秋以降準備を進めてまいりましたけれども、今般、受付開始の準備ができましたので、その開始の御案内をさせていただいたという御案内でございます。

続きまして、資料6以降を御覧いただきたいと思います。これもかねての当有識者会議におきまして、遺骨収集事業に関する啓発あるいは広報活動についてより力を入れていくべきではないか、また分かりやすい広報に努めるべきではないかという御意見を多数いただきましたところでございます。

その具体策としまして、1つは厚労省におきましてパンフレットを作成いたしました。これが資料6-1でございます。当会議の構成員の先生方にも大変貴重な御意見をいただきまして、現時点でこのようなパンフレットを作成し、ホームページ上に張りつけをして、どなたでも御利用いただけるような形にしております。また、印刷物も必要に応じて配布をしてまいりたいと思っております。

次に、資料6-1の②を御覧いただきたいと思います。厚生労働省のホームページにおきます遺骨収集事業の分かりやすさという点におきまして、トップページから遺骨収集事業、遺族援護のページにアクセスができるように、資料はトップページのハードコピーですが、一番下の赤い四角のように、ここからダイレクトに入れるように工夫をいたしました。御参照いただければと思います。

それから、御参考になりますが、戦没者遺骨収集推進協会でもホームページの改正、それからパンフレットの作成をしております、これは推進協会の協力をいただきまして本日会議資料に添えさせていただきまして、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○戸部座長 どうもありがとうございます。

以上につきまして御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

橋本先生。

○橋本氏 質問ではないのですが、先ほどのお話の中でも私が申し上げましたが、戦没者のDNAに関する家族情報だけでなく、写真等も提供していただければ、場合によっては人類学的な特定個人の識別に使える可能性もあるかもしれないということを再度強調させて頂きたいと思います。写真は、もちろん原本ではなくてコピーでも構いません。

○吉田事業課長 今の御指摘を踏まえまして検討したいと思います。ただ、特に南方のほうは頭骨自体が発見されるケースが極めて少ないので、顔の写真がどの程度参考になり得るかという点についてはやや難しい点があるかと思っています。一方で、旧ソ連の場合には頭骨が出てくるケースが多いので、例えば御遺族が生前の写真をお持ちであれば、場合によっては御遺族から検体を提供いただけるときに、お手持ちの写真があればということと呼びかけるとすることは工夫の余地があるかと思っていますので、どのように具体化できるか考えさせていただきたいと思います。

○橋本氏 恐らく浅村先生も時に法医学鑑定で調べられると思われませんが、骨に生前の骨折の痕が認められるような場合もあるので、骨折を過去にしたことがあるか否かという情報でもあれば利用できます。だから、情報があればの話ですが、そういうものを覚えておられるのであれば聞かせておいてもらったほうがいいのかと思います。

○吉田事業課長 検討させていただきたいと思います。

○戸部座長 この案内は宛先が報道関係者各位になっていますけれども、実際にはどちらのほうにアナウンスすることになるのですか。

○吉田事業課長 一つは厚労省のホームページ、それから報道機関を通じた御遺族への呼びかけ、それから各都道府県への協力依頼によりまして、例えば各自治体の県民、市民向けの広報紙などでの呼びかけをお願いしております。また、日本遺族会の機関紙への掲載。硫黄島におきましては、硫黄島協会という遺族団体がございまして、その機関紙にもぜひ掲載をしていただきたいという願いをしております、できる限り広報活動に努めていきたいと考えております。

○戸部座長 例えばの話ですけれども、今、橋本先生がおっしゃったように、DNAの御提供をいただけるとお申出になった方に、それ以外の何か資料をお持ちであれば併せてというふうに依頼することも可能なわけですね。

○吉田事業課長 実際に手を挙げていただけるときに、参考になり得るようなものがあるかどうかというお問い合わせは可能かと思っていますので、どういう具体策がいいのか、考えさせていただきたいと思います。

○戸部座長 御質問はいかがでしょうか。

私だけ質問して申し訳ないですが、このパンフレットはどういう形で配布するのでしょうか。厚労省に来た人だけに渡すというわけではないですね。

○吉田事業課長 以前のこの会議でも御説明しましたパンフレット、いわゆる慰霊事業全般のものは作っておりまして、私ども主催の式典などでお集まりの参列者の方々にお配り

をしておりましたけれども、非常に限られた部数、広報範囲でございましたので、今後は可能な限りということではありますが、具体的に今どこにどれだけということではありませんが、少なくともホームページには張り出しをして、御自由にお使いくださいという添付の仕方をしておりますので、そういったことも含めて、今後、活用の仕方も広げていきたいと思っております。

○戸部座長 推進協会のほうでは、パンフレットは来た方に配布するということですか。

○竹之下氏 御要望のある方に配布するようにしておりますが、これは非常に限定的に、少なくしか作りませんでした。というのは、先ほどから話がありましたように、来年、2年度はもうちょっと多くのところへ行かなければいけないということで、今までも人が足りなくて、押っ取り刀でとにかく空いている者はどこへ行ってくれというようなやり方をやっていたので、ばらばらの部分がありました。どうしても派遣地域が増えると、この人数ではできないということで人を増やすことにしました。

そうすると、今度は事務所に入り切れないなということで、実は新年度になりましたら広い場所に移ることにしています。また、役員の改選期でございますので、役員名簿も変わってしまいます。そういうところで、これはもう500だけにして、あと、住所とか新役員になった段階で改めてうんと作ろうと思っています。

○戸部座長 余計なことですが、このパンフレットを見ると役員の名前が大変大きいので、もう少し抑えて、ほかのものを増やすほうに何か工夫をしていただけると、より説得力が増すのではないかと思います。

○竹之下氏 分かりました。

○戸部座長 御質問はいかがでしょうか。

それでは、全体についてこの際何か言っておきたいということがおありでしたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、議事はここまでとさせていただきますと思います。最初に申し上げましたとおり、今日非常に詳しい技術調査チームの報告書が説明されましたので、12月に熊谷先生から御説明いただいたもう一つの調査チームのほうの報告書も踏まえまして、この有識者会議としての意見の取りまとめを次回に行いたいと思っておりますが、何の材料もなくて意見の取りまとめはできないと思っておりますので、私が原案を作りまして、事前に皆さんそれを見ていただいて、御意見があれば御意見をいただいて、また修正をするという手続を取りたいと思っております。

次回の開催につきましてはまた別途御相談させていただきたいと思っておりますので、特に御議論がなければ、今日はここで終了させていただきたいと思っております。御協力、どうもありがとうございました。